

## 利用料金の減免基準表

利用者	利用料金
<p>1 次に掲げるもの（イからハまでに掲げるものにあつては、障がい者の福祉の増進を目的として利用する場合に限る。）がセンターを利用する場合で指定管理者が適当と認めるとき。</p> <p>イ 社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業（以下単に「社会福祉事業」という。）のうち障がい者の福祉の増進を目的とする事業を経営する団体</p> <p>ロ 学校教育法第72条に規定する特別支援学校</p> <p>ハ イ及びロに掲げるものに準ずる団体であつて指定管理者が特に認めるもの</p> <p>ニ 社会福祉事業のうち母子、父子又は寡婦の福祉の増進を目的とする事業を経営する団体であつて、母子、父子又は寡婦の福祉の増進を目的として利用する場合</p>	半額
<p>2 条例第8条第4項及び第6項に規定する指定管理者が同項各号に掲げる業務を行うために利用する場合や、指定管理者が同条各項に掲げる業務を行うために連携する関係団体等が当該業務を行うために利用する場合</p>	免除
<p>3 センターを利用するものの構成員の半数を超える者が次のいずれかに掲げる者である場合で指定管理者が適当と認めるとき。</p> <p>イ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>ハ 知的障がいがある者と判定されて、療育手帳の交付を受けている者</p> <p>ニ イからハまでに掲げる者に準ずる者であつて指定管理者が特に認めるもの</p> <p>ホ イからニまでに掲げる者を介護する者（イからニまでに掲げる者一人につき一人に限る。）</p>	半額
<p>4 天災その他緊急事態の発生により、避難し、又は待機する場所として、国又は地方公共団体がセンターを利用する場合で指定管理者が適当と認めるとき。</p>	免除
<p>5 前各号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるとき。</p>	半額